

新型コロナウイルスに関する各種支援制度一覧

(制度名をクリックするとホームページにリンクします)

ふじかわ赤ちゃんすくすく応援金	新型コロナウイルス感染症の影響により、通常より妊娠や出産の負担が生じたため対象者に応援金を支給する。	町	富士川町子育て支援課	0556-22-7221	3月31日まで
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金	小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話をを行うために仕事を休むとき、支給します。	国	小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター	0120-803-999	
傷病手当金 ※国民健康保険の加入者	健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障が行われます。	町	富士川町町民生活課国保担当	0556-22-7209	
傷病手当金 ※後期高齢者医療保険の加入者	健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障が行われます。	町	富士川町町民生活課 高齢者医療年金担当	0556-22-7209	
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金(特例措置)	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。	国	雇用調整助成金コールセンター	0120-803-999	
新型コロナウイルスの感染拡大により売上等に影響を受けた中小企業者向け融資	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により売上が減少した際に活用できる経済変動対策融資です。	県	山梨県産業労働部 産業振興課	055-223-1537	
緊急小口資金・総合支援資金	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。	一	富士川町社会福祉協議会	0556-22-8911	
国民健康保険税の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方などの国民健康保険税を減免します。	町	富士川町町民生活課 国保担当	0556-22-7209	3月31日まで
後期高齢者医療保険の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方などの後期高齢者医療保険料を減免します。	町	富士川町町民生活課 高齢者医療年金担当	0556-22-7209	3月31日まで
介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方などの介護保険料を減免します。	町	富士川町福祉保健課 介護保険担当	0556-22-7207	
社会保険料等の猶予 ※ホームページなし	生活に不安を感じておられる方々への緊急 対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。 ※町県民税・固定資産税他	町	富士川町税務課	0556-22-7205	
	生活に不安を感じておられる方々への緊急 対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。 ※国民健康税・後期高齢者医療保険	町	富士川町町民生活課 高齢者医療年金担当	0556-22-7209	
	生活に不安を感じておられる方々への緊急 対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります ※介護保険料	町	富士川町福祉保健課 介護保険担当	0556-22-7207	

国民年金保険料の免除	新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した方の国民年金保険料が、臨時で特例免除される場合があります。	町	富士川町町民生活課 高齢者医療年金担当	0556-22-7209	6月30日まで
生活困窮者自立相談支援事業 ※ホームページなし	様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。	町	富士川町福祉保健課 福祉担当	0556-22-7207	
生活保護 ※ホームページなし	生活に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立を図ることを目的として、困窮の程度に応じた必要な保護の相談を受け付けています。	町	富士川町福祉保健課 福祉担当	0556-22-7207	
新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金	ワクチン接種の副反応と思われる症状により休業を余儀なくされ、有給休暇が取得できないなど給与や事業収入が得られない方に対して、一定額を助成する制度です。	県	新型コロナウイルスワクチン副反応休業助成金事務局	055-268-6667	3月31日まで
住居確保給付金	休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、家賃相当額を家主さんに支給されます。	県	山梨県福祉保健部 福祉保健総務課	055-223-1443	
新型コロナウイルス対策休業助成金	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染や濃厚接触により外出自粛の要請を受け、休業することになった方に一定額の助成です。	県	山梨県産業労働部 労政雇用課	055-223-1561	3月31日まで
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の相談	新型コロナウイルス感染症の影響で休業し、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者に対し支援金を支給する国の制度の相談です。	県	山梨県産業労働部 労政雇用課	055-223-1561	
新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生	「学生支援緊急給付金」、「学生アルバイト募集」など、学生についての案内です。	県	山梨県県民生活部私学・科学振興課	055-223-1312	
事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金が支給されます。	国	事業復活支援金事務局 相談窓口	0120-789-140	
事業再構築補助金	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦に対して、国から「事業再構築補助金」が支給されます。	国	事業再構築補助金事務局 コールセンター	0570-012-088	
雇用調整助成金・産業雇用安定助成金の相談	電話相談では対応困難な雇用調整助成金等の申請書類の作成支援や労務管理に関する相談等について、社会保険労務士が事業所を直接訪問し相談に応じます。	県	山梨県産業労働部 労政雇用課	055-223-1561	
山梨県新型コロナウイルス・ホームエイド給付金	ホームケア退所後ケアと決定され、ご自宅で療養いただいた方への給付金です。	県	山梨県新型コロナウイルス感染症対策本部ホームケア班	055-223-1640	3月31日まで
家計急変世帯の給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変した世帯の生活を支援するため、臨時特別給付金を支給します	町	富士川町福祉保健課福祉担当	0556-22-7207	

令和4年3月9日作成